

進路のしおり

※※※※よりよい進路を考えるために※※※※

令和6年度版

大阪府立堺支援学校
進路指導部
令和6年4月改訂

目 次

ページ

1 堺支援学校の進路指導について	3
1) 進路指導の方針	3
2) 令和5年度高等部卒業生の進路状況	3
3) 令和6年度進路指導スケジュール	5
4) 高等部における現場（企業・福祉事業所等）実習について	6
5) 高等部における進路学習週間について	7
6) 進路指導に関する学習会・懇談会等について	7
7) 進路が決定するまでの流れについて	9
8) 堺支援学校卒業後の進路先	11
2 相談機関について	15
1) 福祉事務所・町村障がい福祉担当課	15
2) 市町村障がい児・者相談支援事業	16
3) 子ども家庭センター	17
4) 障害者更生相談所	17
5) 社会福祉協議会	17
6) 就労に関する相談機関	18
7) 障害者就業・生活支援センター	18
3 障害者（児）手帳について	19
4 福祉制度について	19
5 障害者総合支援法について	20
1) 相談支援事業について	20
2) 障害支援区分について	20

1 堺支援学校の進路指導について

1) 進路指導の方針

堺支援学校では小・中・高のそれぞれの学部においてキャリア教育をすすめています。そして、家庭と協力しながら、地域の中で豊かな社会生活を営むためのスキルや知識を習得していきます。

特に高等部の3年間では、校内外での実習の実施など様々な取り組みを通して、卒業後の進路をみつける期間となります。

本校では、学校生活や各実習での様子や評価、進路に関する事など、様々な情報提供をするとともに、本人・保護者の希望や想いに寄り添いながら、一緒に進路選択・決定に向けた取り組みをします。

卒業後の進路先を決定するのは、本人・保護者の皆様ではありませんが、本人にとってよりよい進路を決定できるように学校・関係機関（福祉・就労・行政など）と連携し進めていきましょう。

また、小・中学部においても、高等部卒業後の進路先や地域での生活について知ることは、今後の生活や支援・指導において大切なことです。積極的に見学会や研修会に参加されることをお勧めします。

進路先を考えていく上で、不安や疑問、悩みがある時は、この「進路のしおり」を参考に、何でも遠慮なく、担任を通じて進路指導部にご相談ください。

2) 令和5年度高等部卒業生の進路状況（令和6年3月31日現在）

高等部3年生（45名）	生活課程（29名）	普通課程（16名）
企業就職	1	1
進学（大学・訓練校）	1	0
福祉事業所	26	15
その他	1	0

[進路状況の特徴]

① 企業就職

例年、卒業生徒の1割程度の生徒が企業就職をします。就職先企業としては、工場内作業や清掃業、小売、飲食、調理、福祉施設での介護補助、運輸、食品加工業など様々です。

就職先企業については、進路指導部が中心となり教員で開拓を行います。令和5年度は、工場内作業、事務業に3年次の採用をかけた実習を経て内定となっています。

② 訓練校

受験希望校の入校ガイダンス参加や入校相談を行い、入校試験（筆記・面接・適性）により可否が決定します。例年1～2名の生徒が受験を希望しています。

本校では公的施設（訓練校）見学会の案内を配布しています。また、2年生の夏には訓練校（大阪市職業指導センター）での体験入校を実施しています。

③福祉事業所（作業所）

例年、卒業生の多くが福祉事業所（作業所）の利用を進路先として決定しています。
令和5年度の利用内訳は

就労移行支援	3	生活介護	18
就労継続支援A型	0	自立訓練	3
就労継続支援B型	17	合計	41

福祉事業所を卒業後の進路先として希望される方は、高等部3年生になるまでに事業所の見学や体験を済ませ、希望する事業所候補を絞っておく必要があります。

事業所の見学・体験は、学校が主催するものだけでなく、保護者が独自に事業所へ申込みを行い実施することも可能です。春・夏・冬の長期休みや学校行事の代休を活用し、積極的に見学や体験をすることをお勧めします。

ただ、事業所はそれぞれ特徴を持ち事業展開していると共に、堺市だけで200を超える事業所があります。学校主催の見学会や学習会等などに参加して情報収集を行い、本人や保護者のニーズに合うなどポイントを絞って進めていくとよいです。

事業所に関する相談や質問は、担任を通じていつでも進路指導部にご相談ください。

④グループホーム等の利用

進路先の検討と並行して、生活の場も検討するという事例が見られるようになってきました。希望者は福祉関係機関や行政と相談し、実際に見学・体験などを行い生活の場を考えてきています。在学中より、ショートステイ（日中一時・短期入所）などの福祉サービスを計画的に利用し、自立した生活を送る練習をしていくことをお勧めします。

ただ、まだまだグループホームの数は少なく希望すれば直ぐに利用できるとは限りません。

3) 令和6年度進路指導スケジュール (高等部)

月	高1年	高2年	高3年	保護者・PTA
4				27 進路説明会 (全学年) 進路希望調査 (2・3年) 進路アンケート (1年)
5		15～17 テレワーク体験実習		10 福祉事業所合同説明会 20～29 福祉事業所見学会
6	10～14 進路学習週間	10～14 進路学習週間 11～14 or 17～21 企業体験実習 (巡回2日または5日)	10～14 進路学習週間 10～21 企業実習 (巡回・10日間)	
7	4 施設見学会		19 求職登録会 22～8/9 福祉事業所実習	3 第1回保護者進路学習会 進路懇談 (2, 3年)
8		5～9・19～30 福祉事業所体験実習 未定 訓練校体験入校	7/22～9 福祉事業所実習	
9				26 高1職業コース説明会 ・高1企業体験実習説明会 (生徒・保護者) PTA施設見学会 (未定)
10	就労支援研修 (未定)	21～25 企業体験実習 (巡回・5日間)	16～29 企業実習 (巡回・10日間)	高3進路希望調査
11				11～16 福祉事業所ポスター展 25 高3福祉懇談会 (生徒・保護者)
12				5 高2障害支援区分説明会 進路懇談 (1～3年)
1	28～31 進路学習週間 企業体験実習 (付添 /巡回2日間～4日間)	28～31 進路学習週間	身だしなみ講習会 (未定)	15～24 福祉事業所見学会 26 第2回保護者進路学習会 (グループホームについて)
2			堺市障害者就業・ 生活支援センター 登録会 (未定)	
3				

☆上記の日程について変更する場合があります。その都度、プリント等でお知らせします。

その他、下記の内容についても予定しています。

*各学年の「総合」で外部講師による『生活の場の進路』の授業があります。

*授業内において外部講師による『ソーシャルスキルトレーニング (SST) 講習会』を実施しています。

4) 高等部における現場（企業・福祉事業所等）実習について

〔現場実習のねらい〕

現場実習では、学校教育の中で培ったことを活かし、実社会で様々な体験を行うことで、社会的経験をより豊かにすると共に、卒業後の就労を含めた社会生活へ円滑に適応していくための基本的な力を習得させることをねらいとしています。

〔現場実習の形態〕

1 企業実習…主に卒業後又は将来に企業就労を希望する生徒に実施します。

学年	実施時期・（対象生徒）・〔指導体制〕	目 標
1	1月 2日～4日間〔付添・巡回指導〕	働くことを体験する
2	6月（実習初参加者）2日間〔付添・巡回指導〕	働くことを体験する 働く意欲を育てる
	6月（G及びGコース以外）5日間〔巡回指導〕	
3	10月（G及びGコース以外）5日間〔巡回指導〕	卒業後の進路を 決定していく
	6月（G及びGコース以外）10日間〔巡回指導〕	
	10月（G及びGコース以外）10日間〔巡回指導〕	

2 福祉事業所実習…主に卒業後に福祉サービスである福祉事業所（作業所）を利用する生徒を対象に実施します。

学年	実施時期・実施形態・〔指導体制〕	目 標
1	7月初旬 進路希望に応じた事業所の見学〔学年全員〕	事業所の様子や過ごし方を知る
2	8月下旬 2箇所 各1日〔付添・巡回指導〕	事業所での生活や取り組みを体験する
3	7月下旬 進路決定先事業所に1日程度〔巡回指導〕 B型アセスメント実習 2日程度〔巡回指導〕	卒業後の利用に向けた引継ぎや支援の確認
	8月上旬 進路決定先事業所に1日程度〔付添・巡回指導〕	

3 テレワーク実習…主に卒業後又は将来に企業での在宅就労を希望する、もしくは大学等への進学を希望する生徒に実施します。

学年	実施時期・（対象生徒）・〔指導体制〕	目 標
1	2、3月（Eコース以外）授業内2時間〔付添指導〕	オンラインを体験する
2	5月（G及びGコース以外）半日3日間〔巡回指導〕	オンラインで働くことを 体験する
	10月（Gコース及びGコース以外）5日間〔巡回指導〕	
3	6月（G及びGコース以外）10日間〔巡回指導〕	卒業後のテレワーク就労 をめざす
	10月（G及びGコース以外）10日間〔巡回指導〕	

5) 高等部における進路学習週間（校内実習）について

[進路学習週間のねらい]

進路学習週間では、生徒が卒業後の就労や生活についてイメージを持ち、就労の擬似体験や進路に関わる学習を通して、社会生活に必要な態度や習慣を身に付けたり、現場実習や進路についての、生徒の意欲・関心を高めたりします。

また、生徒の適性や課題の発見の場として活かします。

6) 進路指導に関する学習会・懇談会等について（進路指導スケジュールを参照ください）

進路希望調査・アンケート

この調査では、進路について本人・保護者の希望や疑問を伺い、家庭と学校がともに進路についての考えを深め、活動していくための手がかりとします。

進路説明会（高等部保護者対象）

本校高等部の進路指導について、卒業生の進路状況や各学年における進路指導の流れ、進路行事の内容、進路決定についての留意点など、進路指導全般について説明します。

福祉事業所合同説明会（全校の保護者対象）

本校の体育館を会場に、堺市および周辺地域の福祉事業所による説明会です。各事業所がブースを設け、個別の説明会や相談会を実施します。保護者の方が直接に事業所の方と話すことでつながりを持つことができます。また、卒業後の生活のイメージを持つことも目的としています。ぜひ、ご参加ください。

保護者進路学習会（全校の保護者対象）

年に2回、進路についての学習会を実施しています。7月は「卒業生の保護者による講話」、1月は「卒業後の社会生活について」となっており、進路決定に向けてのご参考にいただければと思います。

福祉事業所見学会（全校の保護者対象）

5月と1月の2回、本校教員の引率のもと実施する見学会です。事業所の担当者による詳細な説明や見学、また、質疑応答など、進路選択・決定にとっても参考になる見学会となっています。

障害支援区分認定説明会（高2年保護者対象）

18歳の誕生日を機に大人の福祉制度に切り替わるため、福祉サービスの利用にあたって、日常の支援についての聴き取り調査が行われます。その申請の内容や仕組み、調査を受けるにあたってのポイントなどについて市役所の担当者から説明があります。

福祉懇談会（高等部3年生の保護者・本人・担任の3者）

3年生対象に、福祉関係機関〔大阪府障害者自立相談支援センター・堺市障害者更生相談所・障害者基幹相談支援センター・所轄の福祉事務所（保健福祉総合センター等）〕との顔合わせを行い、卒業後の進路や生活等について個別の懇談と相談を行います。

求職登録会（高3企業就労・訓練校を希望する生徒・保護者）

3年生の7月に、企業就労や職業訓練校を進路先として希望する生徒・保護者を対象に、ハローワーク（公共職業安定所）で、就職に関する相談や、求職登録を行います。また、同時に、面接講習会やハローワークの利用の仕方についての説明もあります。

堺市障害者就業・生活支援センター（エマリス）登録会

（卒業後に企業就労が決まった生徒・保護者）

卒業後の安定した就業生活への支援や相談先として、堺市障害者就業・生活支援センター（エマリス）の登録を行います。

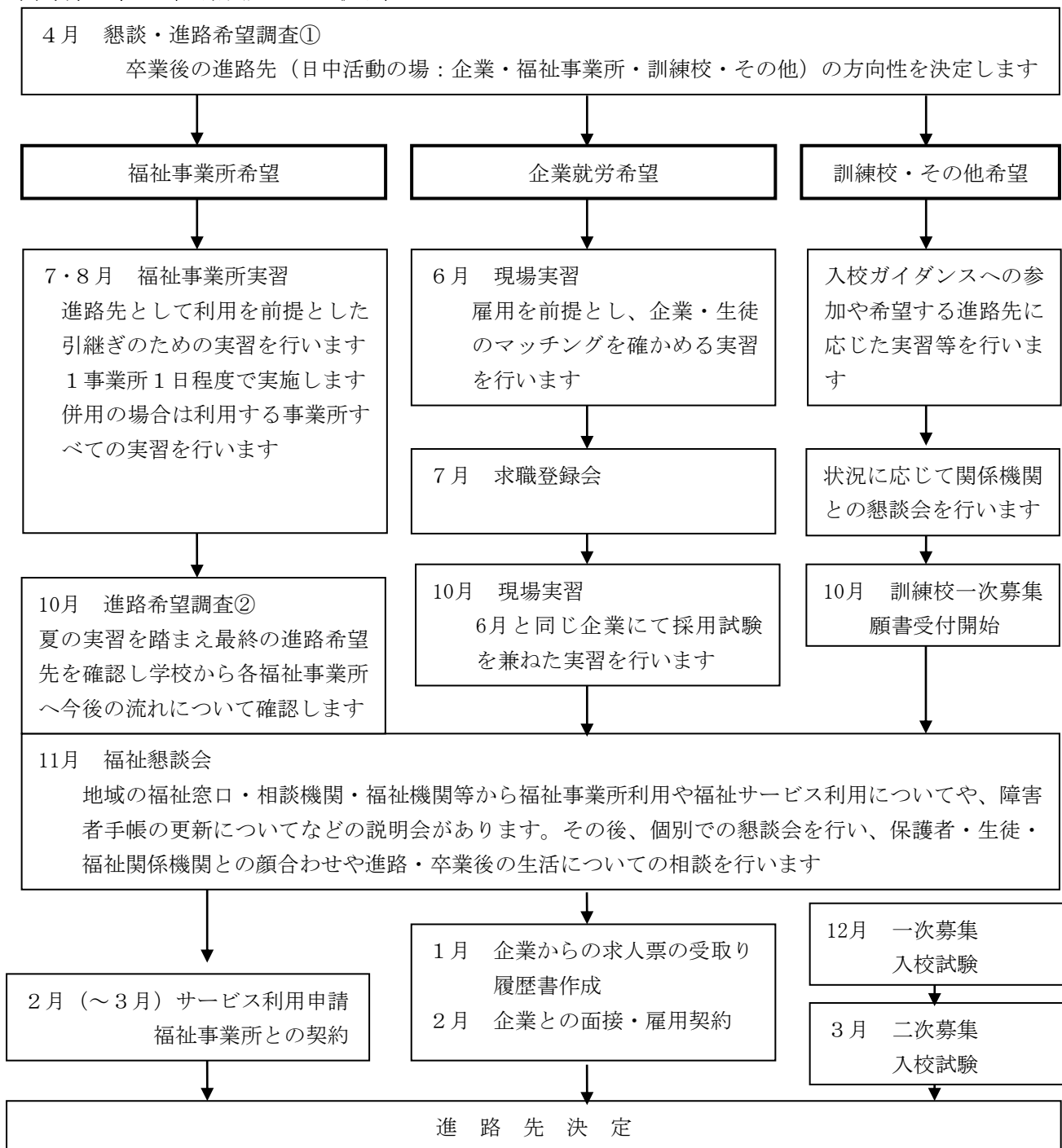
7) 進路が決定するまでの流れについて

* 高等部 1・2 年生

学校生活や集団での生活に慣れ仲間づくりを行うとともに、学校生活や家庭生活全般において、社会で暮らすための知識や生活する力を培うことが大切です。2年次には、進路希望に応じた現場体験実習があり、卒業後の生活や働くことについて生徒、保護者が具体的なイメージを持ち、主体的に考えたり、知識を深めたりします。

保護者の方は、学校主催の見学会や学習会に参加していただき、進路や卒業後の生活についての情報収集や理解を深めることが大切です。

* 高等部 3 年生 (進路決定までの流れ)



8) 堺支援学校卒業後の進路先

1. 企業就職

- ・採用企業には原則としてハローワークを通じた障がい者雇用を求めます。
- ・各種保険（雇用・労災・社保）、勤務時間、最低賃金、交通費の保障などの条件で、企業への雇用をお願いします。
- ・過去の卒業生は、サービス業（介護助手・外食産業・清掃・調理補助、運送等）、製造業、軽作業、事務（パソコン入力）などの職種に就いています。

（入社までの流れ）

- ・1, 2年生からの現場体験実習、3年生での現場実習を経て、内々定を企業から受けます
- ・年明けの1月に内々定の出た企業より指定校求人（求人票）が出されます。
- ・その求人を受けて、2月ごろに企業との面接等の入社試験があります。
- ・入社試験後に内定が決まり、入社前の研修会などがあります。
- ・入社に向けた手続きや研修会などに、保護者や支援者の協力が必要です。
- ・エマリス（支援者）への登録や、必要に応じて職業能力判定もあります。

2. 職業訓練校

- ・職業訓練によって就労が見込まれる人に対して、専門的な技能や知識の習得をめざします。
- ・障がい者手帳（身体・療育）を持っていることや自力で通学・通所できること、身の回りの基本的なことができること等が条件となっています。
- ・入学にあたって
 - ① あらかじめ入校ガイダンスや入校相談を受けることが必要です。
 - ② 入校試験、面接、学科テスト・適性検査（作業・体力など）があります。
 - ③ ハローワークで職業相談（学校で設定）を受け、求職登録をする必要があります。
 - ④ 願書はハローワークを通じて提出します。

訓練校名	科目	内容	期間	定員	対象
大阪障害者職業能力開発校 〒590-0137 堺市南区城山台5-1-3 Tel:072-296-8311 泉北高速「光明池」より 「城山台5丁」バス停	オフィス実践科	事務実務作業等を幅広く習得	1年	10	障害種 不問
	OAビジネス科	事務処理技術の実務能力の習得	1年	20	障害種 不問
	CAD技術科	機械図面・金型図面の作成法の習得	1年	15	障害種 不問
	Webデザイン科	ホームページ作成技術の習得	1年	15	障害種 不問
	ワークサービス科	物流・オフィス補助・ものづくり ・環境整備など	1年	25	知的
	Jobチャレンジ科	SSTや職場シミュレーションなど	半年	5	発達
	職域開拓科	パソコン実習、事務補助実習、 SST、ビジネスマナーなど	半年	10	精神

訓練校名	科目	内容	期間	定員	対象
大阪市職業リハビリテーションセンター 〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55 Tel:06-6704-7201 大阪メトロ谷町線「喜連瓜破」駅	ジョブ・コミュニケーション科	コミュニケーションスキル・対人技能・問題解決スキルなど	1年	5	発達
	オフィス実務科	PCスキルや簿記会計など事務関係の技能習得	1年	10	身体
	ビジネスパートナー科	事務職に必要なIT知識やアプリケーションソフトの技能習得	1年	10	知的
	ワーキングスキル科	ピッキング作業・組立・清掃・PC・フォークリフト運転の技能講習など	1年	15	知的
	ワークアドバンス科	物流作業や清掃などの作業系訓練・パソコン技能取得を基本とする事務系訓練など	1年	7	精神
	ICTテレワーク科 (在宅を中心とした訓練)	在宅で仕事をする際に必要となるPCスキルや簿記、事務処理等の技術習得	1年	5	障害種不問
大阪市職業指導センター 〒559-0023 大阪市住之江区泉1-1-110 Tel:06-6685-9075 大阪メトロ四ツ橋線「住之江公園」駅	職業基礎科 ※1年間の受講状況評価判定後、さらに1年間の能力開発課程「総合流通科」の訓練受講（ハローワークへの登録・受講斡旋が必要）となります		1年	15	知的

※科目や定員・試験時期はその年度によって変更になることがあります。詳しい内容については、別途進路指導部にお尋ね下さい。

3. 進学（大学・専門学校・専修学校など）

入試制度や時期、費用など、学校によって様々です。本人や保護者の希望などを含め、担任と相談しながら、学校の情報について集めていく必要があります。オープンキャンパスや入校相談会なども実施されていますので、担任と相談しながら参加し、志望校の決定を行ってください。また合わせて、筆記試験などに向けた学習計画についても、本人の学習の状況を踏まえ、学校と一緒に計画し、進めて行きます。

4. 福祉事業所（作業所）

①福祉事業所の種類について

生活介護	常に介護を必要とする方に、入浴や排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。 <u>医療的ケアの有無（看護師の配置など）や送迎など、本人と保護者のニーズに合った事業所を選ぶ必要がある。また、利用には障害支援区分3以上が必要である。</u>	
就労移行支援	<u>一般企業などへの就労を希望する方に、2年を年限とし（最長3年）就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練や施設外実習（企業実習）を行い、就労をめざす。</u>	
就労支援継続	A型	<u>雇用契約に基づき、施設内・外で働きながら一般就労も目指す。最低賃金が保障される。短時間勤務の事業所が多い。</u>
	B型	<u>年齢や体力面で一般就労が難しい方などを対象に、雇用契約を結ばずに就労機会を提供する。 支援学校を卒業してすぐに利用するには、<u>在校中（3年次）に就労移行支援事業所でアセスメント実習をする必要がある。</u></u>
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるように、2年を年限に（最長3年）、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 ※卒業後の学びの場（専攻科）のような取組みをしている事業所もあります	

② 福祉事業所の見学・体験について

本校では保護者向けの福祉事業所見学会を年2回行っていますが、福祉事業所の数が200を超えているため、全ての福祉事業所を網羅するのは難しい状況です。

ただし、事業所の見学・体験は、学校が主催するものだけでなく、保護者が独自に申込みを行い実施することも可能です。春・夏・冬の長期休みや学校行事の代休を活用し、積極的に見学や体験をすることをお勧めします。

また、どこの事業所へ見学・体験に行けばよいかわからない場合は、担任を通じて進路指導部までご相談ください。

※福祉事業所の一覧は、別冊としています。それぞれの事業所の情報を参考に見学、相談をしてください。なお、令和6年4月時点の情報です。記載内容については随時変更などがあります。詳細については学校にも各事業所の詳細な情報がありますのでお問い合わせください。

※インターネット上の以下のサイトでも、福祉事業所やグループホーム等福祉関連の情報が検索できます。ご活用下さい。

○WAM NET	http://www.wam.go.jp/
○堺市ホームページ	http://www.city.sakai.lg.jp/

③重症心身障がい児・者施設

目的：重度の知的障がい・肢体不自由が重複している障がい児・者に治療と日常生活の指導を行います。

対象：重症児童及び同程度の身体知的発達のおくれた方

費用：生活保護受給世帯及び前年度市民税非課税世帯は無料。その他の世帯は所得の状況によって費用がかかります。

施設名	所在地	電話番号
(社福)四天王寺社会福祉事業団 四天王寺和らぎ苑	〒584-0082 富田林市向陽台1-3-21	0721-29-0836
(社福)枚方療育園 枚方総合発達医療センター	〒573-0122 枚方市津田東町2-1-1	072-858-0373
堺市立重症心身障害者(児)支援センター ベルデさかい	〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1	072-275-8510

5. 入所施設

①施設入所支援

「障害者総合支援法」(旧 障害者自立支援法)では、障がい支援区分4以上の人(50歳を過ぎると障がい支援区分3以上)が、施設入所支援の対象となります。

施設名	所在地	電話番号
パル・茅渚(ちぬ)の里 (社会福祉法人まほろば)	〒590-0122 堺市南区釜室995-1	072-290-6880
じょぶライフだいせん (大阪府障害者福祉事業団)	〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4-2-1	072-245-7485
ピュアあすなろ (社会福祉法人堺あすなろ会)	〒590-0156 堺市南区稲葉3-1581	072-260-5570
堺福泉療護園 (社会福祉法人あすなろ会)	〒593-8312 堺市西区草部341	072-271-0008
陵東館 長曾根 (社会福祉法人 関西福祉会)	〒591-8025 堺市北区長曾根町713-2	072-259-0010

②共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人たちが、4人程度で、生活の支援をする世話人さんとともに、地域で暮らす場所です。戸建て住宅や公営団地、マンション、文化住宅など、施設のタイプは色々ですが、1ヶ月あたりの利用料は、家賃、光熱費、食費、日用品費、などを含め月3,5万~6万(家賃補助含み)かかります。施設によっては、土日利用ができない場合がありますので、利用料を含め、利用方法などの確認が必要です。

2 相談機関について

1) 福祉事務所・町村障がい福祉担当課

障がい福祉の窓口として障がい者（児）の方からのいろいろな相談に応じます。

手帳の交付申請、施設入所、福祉サービス、手当給付、車椅子や補装具の必要な時、また日常生活や社会活動などについての相談をすることができます。

福祉事務所	所在地	電話番号
堺市 健康福祉局 障害福祉部	〒590-0078 堺区南瓦町3-1（堺市役所内）	072-228-7818
堺市 堺区 保健福祉総合センター 地域福祉課 地域福祉係	〒590-0078 堺区南瓦町3-1（堺市役所内）	072-228-7477
堺市 西区 保健福祉総合センター 地域福祉課 地域福祉係	〒593-8324 西区鳳東町6-600（西区役所内）	072-275-1918
堺市 中区 保健福祉総合センター 地域福祉課 地域福祉係	〒599-8236 中区深井沢町2470-7（中区役所内）	072-270-8195
堺市 東区 保健福祉総合センター 地域福祉課 地域福祉係	〒599-8112 東区日置荘原寺町195-1（東区役所内）	072-287-8112
堺市 北区 保健福祉総合センター 地域福祉課 地域福祉係	〒591-8021 北区新金岡町5-1-4（北区役所内）	072-258-6771
堺市 南区 保健福祉総合センター 地域福祉課 地域福祉係	〒590-0141 南区桃山台1-1-1（南区役所内）	072-290-1811
堺市美原区 保健福祉総合センター 地域福祉課 地域福祉係	〒587-0002 美原区黒山167-1（美原区役所内）	072-363-9316
泉大津市 障害福祉部 障がい福祉課	〒595-8686 泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131
和泉市福祉事務所 生きがい健康部 障がい福祉課	〒594-8501 和泉市府中町2-7-5	0725-41-1551
高石市 保健福祉部 高齢介護・障害福祉課	〒592-8585 高石市加茂4-1-1	072-265-1001
忠岡町 健康福祉部 いきがい支援課	〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町1-34-1	0725-22-1122

2) 市町村障がい児・者相談支援事業

障がい児・者やその家族の相談に応じたり障がい福祉サービスの情報の提供等を行ったりしています。

地域	名 称	所 在 地	電 話 番 号
堺市	★総合相談情報センター	★〒599-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 健康福祉プラザ内	★072-275-8166
	堺区 障害者基幹相談支援センター	〒590-0078 堺区南瓦町3-1 (堺市役所本館2階)	072-224-8166
	西区 障害者基幹相談支援センター	〒593-8324 西区鳳東町6-600 (西区役所4階)	072-271-6677
	中区 障害者基幹相談支援センター	〒599-8236 中区深井沢町2470-7(中区役所1階)	072-278-8166
	東区 障害者基幹相談支援センター	〒599-8112 東区日置荘原寺町195-1 (東区役所1階)	072-285-6666
	北区 障害者基幹相談支援センター	〒591-8021 北区新金岡町5-1-4 (北区役所3階)	072-251-8166
	南区 障害者基幹相談支援センター	〒590-0141 南区桃山台1-1-1 (南区役所2階)	072-295-8166
	美原区障害者基幹相談支援センター	〒587-0002 美原区黒山167-9 (美原区役所別館2階)	072-361-1883
高石市	高石市障がい者基幹相談支援 センター	高石市加茂4-1-1 (高石市役所別館1階)	072-343-7800
和泉市	和泉市障がい者基幹相談支援 センター	和泉市幸2丁目5番16号	0725-40-4004
泉大津市 ※忠岡町	相談支援事業所とうだい	泉大津市汐見町85-1	0725-20-2356

3) 子ども家庭センター

児童に関する様々な問題について、専門職員が相談に応じ、各種の支援を行っています。必要に応じて児童福養護施設などへの入所措置等を行っています。

地域	名称	所在地	電話番号
堺市	堺市こども相談所	〒593-8301 堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 健康福祉プラザ内 (3F)	072-245-9197
和泉市 高石市 泉大津市 忠岡町	大阪府岸和田子ども家庭センター	〒596-0043 岸和田市宮前町7-30	072-445-3977

4) 障害者更生相談所

18歳以上の知的障がい者や身体障がい者、その家族の相談を、医師、心理判定員、ケースワーカーなどの専門職員が受け、必要な助言や指導を行います。療育手帳や障がい基礎年金の判定、職能的相談、進路相談なども行っています。利用する場合は、福祉事務所(地域福祉課)に相談してください。

地域	名称	所在地	電話番号
堺市	堺市障害者更生相談所	〒593-8301 堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 健康福祉プラザ内	072-245-9195
堺市 以外	大阪府障がい者自立相談支援センター (身体障がい者支援課)	〒558-00013 大阪市住吉区大領3-2-36	06-6692-5262
	(知的障がい者支援課)		06-6692-5263
	(地域支援課)		06-6692-5261
	(手帳発行関係)		06-6692-5264

5) 社会福祉協議会

民間の立場から在宅福祉の相談等に応じています。自分ひとりで契約などの判断が不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。相談からサービスの提供まで手伝いをしてくれます。

地域	名称	所在地	電話番号
堺市	堺市社会福祉協議会	〒599-0078 堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館 1F	072-232-5420
高石市	高石市社会福祉協議会	〒592-0011 高石市綾加茂4-1-1 高石市役所庁舎別館内 (1F)	072-261-3656

和泉市	和泉市社会福祉協議会	〒594-0071 和泉市府中町4-20-4 和泉市立総合福祉会館内	0725-43-7513
泉大津市	泉大津市社会福祉協議会	〒595-0026 泉大津市東雲町9-15 泉大津市立総合福祉センター内	0725-23-1393

6) 就労に関する相談機関

就職の世話をするために担当職員がおり、職業相談に応じます。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
ハローワーク堺 (堺市)	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-29	072-238-8301
ハローワーク泉大津 (泉大津市・和泉市・高石市他)	〒595-0025 泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪2F	0725-32-5181
大阪障害者職業センター南大阪支所 ※重度判定等	〒591-8025 堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館5F	072-258-7137

7) 障害者就業・生活支援センター

障がい者の卒業後の定着支援や、余暇活動などの生活全般の相談を行っています。

地 域	所 在 地	電 話 番 号
堺 市	堺市障害者就業・生活支援センター (エマリス南) 〒590-0141 堺市南区桃山台1-1-1 泉北高速鉄道「梅・美木多」駅 徒歩3分	TEL:072-292-1826 FAX:072-291-1252
	堺市障害者就業・生活支援センター (エマリス堺) 〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 健康福祉プラザ内 南海バス旭ヶ丘 徒歩5分	TEL:072-275-8162 FAX:072-275-8163
和泉市 泉大津市 高石市 忠岡町	泉州北障害者就業・生活支援センター 〒594-0071 和泉市府中町1-8-3 和泉ショッピングセンター2階 JR和泉府中駅 徒歩5分	TEL:0725-26-0222 FAX:0725-26-0031

3 障がい者（児）手帳について

在学中に、障がいに応じた障がい者（児）手帳の申請や相談をおすすめします。手帳の交付を受けておきますと、様々な支援が受けられます。また、福祉事業所（作業所）入所の際、訓練校の入校、就職の際に必要なとなります。

1) 身体障がい者（児）手帳

視覚、聴覚、平衡感覚、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能及び肝臓機能に障がいのある人に交付されます。障がいの程度により1級から6級までの区分があります。この手帳を持っている方は、その障がいの種類・程度に応じた支援が受けられます。詳しくは各保健福祉総合センターにご相談ください。

2) 知的障がい者（児）療育手帳

知的障がい者（児）と保護者に対する療育の指導や知識の普及及び支援を受けるために、知的障がい者（児）に対して交付しています。

また、療育手帳には、障がいの程度として、重度「A」中度「B1」・軽度「B2」の区分があります。

3) 精神障がい者保健福祉手帳

統合失調症、気分（感情）障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障がい（記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がい）、発達障害及びその他の精神疾患が対象であるが、知的障がいは含まれない。障害の程度により、1級から3級までの区分があります。等級は、「精神疾患（機能障がい）」の状態と「能力障がい」の状態の両面から総合的に判定します。

4) 手帳を取得した場合の利便性

手帳の提示によって各種支援を受けることができます。ただし、障がいの程度や所得によって受けられない場合があります。くわしいことは、各市町村の障害福祉課にお問い合わせください。堺市の場合は、「障害福祉のしおり」で確認してください。（各区役所の障害福祉課でもらえます）

4 福祉制度について

（小中学部・高等部在学中に利用できる制度）

○居宅サービス

短期入所 （ショートステイ）	宿泊を伴って施設で預かる。【国の施策・介護給付】
日中一時支援 （日帰りショートステイ）	4時間以内、8時間以内、8時間以上等、一時的に施設で預かる。【堺市の事業・地域生活支援事業】
ホームヘルプサービス	家事援助と身体介護の2種類がある。前者は、家事の手伝いや子どもの見守り等で、後者は、食事や入浴、排泄、衣服着脱の介護等である。（身体介護より家事援助で利用となることがある） 【国】
ガイドヘルプサービス	外出に付き添う（病院の受診、買物や余暇利用）【堺市】
※放課後等デイサービス	I型（就学前の児童）II型（学齢期の児童）【国】
中高生施設入浴サービス	施設で入浴できる。送迎付き【堺市】

※堺市在住の方は「あいのと」（堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課にて配布）を参照下さい。

5 障害者総合支援法について

障害者総合支援法（H26年度より障害者自立支援法から改正）においては、障がい程度区分を設け、その区分によって利用できる福祉サービスの種類や支援の量が異なります。

※堺市在住の方は

「みんなのための障害者総合支援法」利用者のためのかんたんガイド を参照下さい。

（堺市健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 にて配布）

1) 相談支援事業について

福祉サービスを利用する場合は、各市町村より指定を受けた、指定特定相談支援事業所に相談する必要があります。指定特定相談支援事業所とは、障害福祉サービスについての相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

平成27年4月から、障害福祉サービスを利用する場合には、必ず「サービス等利用計画案」などを提出することとなりました。詳しくは、各市町村の福祉事務所・窓口や、基幹相談支援センターにお問い合わせください。

2) 障がい支援区分について

堺市の場合、18歳になる際（18歳の誕生日の1～2カ月前）に役所の調査員が自宅を訪問して聞き取り調査をおこないます。（すでに福祉サービスを利用している場合）

障がい程度区分が利用したいサービスによって限定されるもの（卒業後に生活介護の福祉事業所を希望している場合、区分3以上の判定が必要となる）もあるので、あらかじめ質問事項を読んで、実際の本人の状況にみあった判定を受けられるように障がいの様子をしっかりと伝えられる準備をしておくとおスムーズにすすみます

※高2の12月に、障害支援区分についての説明会（障害支援区分認定説明会）を行います。詳しくは、説明会でおたずねください。